

(別紙) 評価基準

項目番号	【項目1】 広報内容の評価	配点
1	提案内容の妥当性・独創性 目的に合った提案がなされているか ・仕様書記載の業務内容についてすべて提案されているか ・事業目的・実施方針を理解したうえで、企画が提案されているか ・斬新な工夫など特筆すべき点があるか など	10 10 10 10
	企画力 訴求ポイントを的確、適切に表現しているか ・伝える情報が明確であるか ・容易に大意をつかむことができるものになっているか ・ビジュアル（見た感じ）が目を引くか ・県民が興味を持つような工夫があるか ・県の広報に相応しい品位があるか など	
	クオリティ 映像作品として洗練されており、優れた品質を有しているか (以下の項目の品質や全体バランス) ・背景、図表、フォント、色彩、イラスト ・写真、動画、画質 ・音楽、音質 など	
	ユニバーサルデザイン ユニバーサルデザインに配慮されているか ・字の大きさ、色使い、音声、手話 など ・字幕を読みやすく入れているか (画面の切り替えのタイミングや要約など)	
項目番号	【項目2】実施体制等の評価	配点
5	類似業務実績 過去5年間に、佐賀県関係機関や民間企業の映像制作に関し、優れた実績を残しているか	10 15 15 10
	実施体制とその考え方 類似業務の実績がある等業務遂行能力のある統括責任者を設置しているか。また、実施体制、要員の役割、実績、考え方等の説明が記述されており、その体制等は適切か	
	専門知識・適格性 映像制作や県の施策に関する幅広い知識・知見を持っているか	
	人材確保 要員を確保し、実施体制を構築することができるか	
項目番号	【項目3】経費の妥当性	配点
9	適正な予算配分 見積額は妥当か ・内訳の額が不自然ではないか、安価であるか など	10 10
	合計	

※最優秀提案者となることができる最低基準点は、合計点の6割とする。